

世界に通用する農業改革促進を求める意見書

現在、WTOの新多角的通商交渉（ドーハ・ラウンド）が正念場を迎えている。しかし、最大の焦点である農業交渉は、欧米やブラジル、インドを軸に議論が進み、日本は強く存在感を示せない状況である。

まず、第一に上限関税設定の阻止や、大幅な関税引き下げ対象から除外する重要品目数の十分な確保についても、同様に厳しい状況である。今後も米国を中心とした農作物輸出国の論理で交渉が進むことになれば、国内の農業がさらに危機的状況に陥るのは必至である。

第二に、現在の世界経済において、食糧純輸入国としての立場で考えると、資源輸入国日本が、さらに自給率が低下し食糧をも海外に握られることは、未来の日本を考えた上で、存亡の危機をも起こしかねない緊急事態である。

このような中、交渉における発言力強化、及び国内農業の担い手不足や、高齢化といった状況の打開策として、世界に見える形での農業改革を進めていく必要がある。農業従事者も希望を持てる具体的な将来像を打ち出してこそ、交渉でも活路を見出す可能性が高まると思われる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、農業の将来にわたる持続的発展を可能とするため、下記の事項が実現されるよう強く求めるものである。

記

- 1 農業改革を促進し、国際競争力のある農業の育成支援を進め、交渉における新たなカードをつくり、発言力を飛躍的に高めること。
- 2 各国とは包括的連携を第一に、農業の多面的機能や食糧安全保障、特に純輸入国ゆえの自給率の重要性を主張すること。よって、重要品目数を確保し、上限関税水準の柔軟性を保つよう、ルール化すること。
- 3 セーフガードは、特別部分を含め農作物の特性に応じ、機動的・効果的な発動ができる、透明性の高い仕組みを農業協定の中で得ること。
- 4 WTO交渉について、積極的に内外へ情報公開など理解促進対策を進め、国内調整や議論を進めるとともに、NGOや消費者である市民の意見を交渉に反映すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年12月21日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄